

「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」の一部改定について

平成20年9月26日
公正取引委員会

- 1 公正取引委員会では、独占禁止法第8条の4（独占的状态に対する措置）の規定の適切な運用を図るため、「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」（昭和52年公正取引委員会事務局）（以下「独占的状态ガイドライン」という。）を作成・公表し、その別表（以下「別表」という。）において監視対象事業分野（注）を明らかにしている。

独占的状态ガイドラインは、出荷集中度調査の結果等に応じ逐次改定してきているところ、このたび、平成18年の国内総供給価額及び事業分野占拠率に関する出荷集中度調査の結果等に基づき、同ガイドラインの一部改定を行うこととし、平成20年6月27日にその一部改定原案を公表し、同年7月28日を期限として、関係各方面から広く意見を求めたところである。

（注） 監視対象事業分野とは、国内総供給価額が950億円超（法律上の基準は1000億円超）である事業分野であって、上位1事業者の事業分野占拠率が45%超（同50%超）又は上位2事業者の事業分野占拠率の合計が70%超（同75%超）のものである。

- 2 今回の意見募集では、1名から意見が提出された。当委員会は、この意見を慎重に検討した結果、原案どおり独占的状态ガイドラインを一部改定し、本日から適用することとした。原案に寄せられた意見の概要及びそれらに対する考え方は別紙1、現行の独占的状态ガイドライン本文（例示）の新旧対照表及び別表改定の概要は別紙2、改定した独占的状态ガイドラインは別紙3のとおりである。

なお、提出された意見については、公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室において閲覧に供する。

- 3 当委員会は、今後とも、出荷集中度調査の結果等を踏まえ、必要に応じて、独占的状态ガイドラインを見直すこととしている。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室
電話	03-3581-4919（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

原案に寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

○音楽著作権管理業

意見の概要	考え方
<p>1 意見 「音楽著作権管理業」については、別表掲載基準を満たさないため、削除すべきである。</p> <p>2 理由 (1) 「音楽著作権管理業」における「役務」とその供給額 「音楽著作権管理業」における「役務」の本質は、対著作物利用者の側面（著作物利用者に提供される利用許諾それ自体）にあるのではなく、対著作権者の側面（著作権者のために提供される一連の管理サービス）にある。したがって、その供給額についても、著作権管理事業者が著作物利用者から徴収する著作物使用料の価額ではなく、委託者から受領する管理手数料の価額を指すものと解することが適当である。</p>	<p>著作権等管理事業法における「管理委託契約」は、「委託者が受託者に著作権又は著作隣接権（以下「著作権等」という。）を移転し、著作物等の利用の許諾その他の当該著作権等の管理を行わせることを目的とする信託契約」又は「委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次ぎ又は代理をさせ、併せて当該取次ぎ又は代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とする委任契約」であって、受託者による著作物等の利用の許諾に際して委託者が使用料の額を決定することとされているもの以外のものをいうとされています（著作権等管理事業法第2条第1項）。上記定義にかんがみると、音楽著作権管理業においては、著作権管理事業者が著作権者との契約に基づいて利用許諾又はその取次ぎ若しくは代理をすることによって利用者から使用料を徴収しており、当該音楽著作権管理業における国内総供給価額は、役務を受ける者（＝利用者）が許諾の対価として事業者（＝著作権管理事業者）に支払う額（＝著作物使用料）とするのが適当です。そして、当委員会が行った平成18年の国内総供給価額及び事業分野占拠率に関する出荷集中度調査の結果によれば、著作物使用料により計算された音楽著作権管理業の国内総供給価額は950億円を超えています。</p>

(2) 「同種の役務」の範囲（「国内総供給価額要件」との関係）

仮に、音楽著作権管理業における「役務」を、著作権者のために提供される一連の管理サービスではなく、著作物利用者に提供される利用許諾それ自体であると解するとしても、すべての利用許諾を包括的に「機能及び効用が同種である役務」として国内総供給価額を算出することは適当ではない。

著作権は、相異なる利用行為を対象とする様々な支分権によって構成されており（著作権法第21条から第28条）、例えば、「著作物を複製する権利」（同法第21条）、「演奏する権利」（同法第22条）、「公衆送信を行う権利」（同法第23条第1項）をみても、それぞれ固有の用途を有し、「機能及び効用」が相違しているというほかなく、当然、それぞれの需要者の範囲も全く異なる。「機能及び効用」が同種であると評価することができる範囲ごとに国内総供給額を算定すべきである。

(3) 「同種の役務」の範囲（「事業分野占拠率要件」との関係）

著作物利用者に提供される利用許諾それ自体を「同種の役務」と評価して市場構造を検証する場合には、許諾の主体が著作権管理事業者であっても著作権者自身であっても、利用者にとっての「機能及び効用」は同じであるから、著作権管理事業者が徴収した著作物使用料の価額のみを調査しても「同種の役務」の国内における供給量の合計を特定したことにはならない。

音楽著作権管理業は、著作権者から見れば、適法かつ簡易迅速な手続を通じて、多数の利用者からの使用料の分配を受けることを可能とするものであり、利用者から見れば、大量の多様な権利を適法かつ簡易迅速な手続を通じて、適正な使用料で利用することを可能とするものです。このことが音楽著作権管理業の「機能」であり、この手続を通じることで適正な利用を可能にする音楽著作権管理業のもたらす満足、経済的効用が利用者にとっての「効用」であると考えます。実際、様々な支分権を管理する役務についても、同様の事業活動において供給の可能な役務であり、そして、多様な権利を取り扱う音楽著作権管理業が利用者を受け入れられていることが多い現状を踏まえれば、それぞれの権利に関する利用許諾の「機能及び効用」ではなく、音楽著作権管理業の「機能及び効用」に着眼すべきと考えます。

上記のとおり、音楽著作権管理業は、利用者から見れば、大量の多様な権利を適法かつ簡易迅速な手続を通じて、適正な使用料で利用することを可能とするものです。このような機能は、原権利者と許諾や使用料について、一々、直接交渉する場合にはないものです。よって、著作権管理事業者から許諾を受ける場合と、著作権者から直接許諾を受ける場合では、利用者にとっての「機能及び効用」は異なると考えます。

なお、著作権等管理事業法上も、音楽著作権管理業は自己管理とは異なるものと位置付け、前者のみ規制の対象としていると理解しております。

1 「独占的状態の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」本文

新旧対照表

(下線部が変更箇所)

改定後	現行
独占的状態の定義規定のうち事業分野に関する考え方について 昭和52年11月29日 公正取引委員会事務局	独占的状態の定義規定のうち事業分野に関する考え方について 昭和52年11月29日 公正取引委員会事務局
1 用語の定義 (1) 商品の場合 ア (略) <例> ○ (略) (削る) イ (略)	1 用語の定義 (1) 商品の場合 ア (略) <例> ○ (略) ○ 「 <u>蛍光灯器具</u> 」は、「 <u>直管蛍光灯器具</u> 」、「 <u>環形管蛍光灯器具</u> 」及び「 <u>蛍光灯器具(直管、環形管を除く。)</u> 」がそれぞれ工業統計表六桁分類とされているが、「 <u>機能及び効用</u> 」に着目すると <u>蛍光灯の形状で器具を区別する意味はないと認められるので、「<u>蛍光灯器具</u>」が「<u>同種の商品</u>」となる。</u>

2 別表改定の概要

現在の事業分野数	引き続き要件を満たす事業分野数	今回削除する事業分野数	今回追加する事業分野数	今回改定する事業分野数	改定後の事業分野数
29分野	23分野	5分野	3分野	1分野	27分野

今回削除する事業分野 (5分野)	ボイラ製造業、電気照明器具(一般用)製造業、鉛蓄電池製造業、 インクジェットプリンタ製造業、金融用端末装置製造業	
今回追加する事業分野 (3分野)	コンタクトレンズ製造業、家庭用テレビゲーム機製造業、 携帯型ゲーム機製造業	
今回改定する事業分野 (1分野)	改定前	改定後
	白熱灯器具(自動車用)製造業	自動車用照明器具製造業

独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について
 (昭和52年11月29日 公正取引委員会事務局)

改正	昭和53年12月13日
	昭和55年 9月17日
	昭和57年 5月26日
	昭和59年 6月22日
	昭和62年 5月 8日
	平成 3年 8月 2日
	平成 5年 7月23日
	平成 7年 7月 1日
	平成 9年 6月 1日
	平成11年 7月 1日
	平成13年 1月 1日
	平成14年11月 1日
	平成16年12月17日
	平成17年 5月27日
	平成18年 1月 4日
	平成18年 9月 8日
	平成20年 9月26日

1 用語の定義

(1) 商品の場合

ア 「同種の商品」とは、「機能及び効用」が同種である商品をいう。

機能とは、商品の物的作用、用途をいい、効用とは、商品のもたらす満足、経済的効用を意味する。「同種の商品」は、その供給に係る事業活動の「施設又は態様」において同種であるのが通常であるが、これらに差異があっても、「機能及び効用」が同種であり、同一の需要者に代替的に供給される商品は、「同種の商品」となる。製造業の場合、「同種の商品」は、おおむね、工業統計表の6桁分類に対応したものとなるが、その「機能及び効用」の異同によって、例外があり得る。

〈例〉

○ 「飲料用自動販売機」は、「食品自動販売機」、「たばこ自動販売機」等とともに工業統計表6桁分類の「自動販売機」に含まれているが、これらはそれぞれ固有の用途を有し、「機能及び効用」がそれぞれ相違しているとみられるので、「自動販売機」ではなく、「飲料用自動販売機」が「同種の商品」となる。

イ 「同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品」とは、「同種の商品」を供給するために現に行われている事業活動の基本的形態を質的に変更することなく供給することができる商品を意味する。

施設とは、「同種の商品」を供給するため、有機的に結合、配置された物的設備の全体を指し、態様とは、「同種の商品」に係る原材料の仕入先、販売形態、販路等の事業活動の方式であり、「同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様」は、この両者を総合勘案して判断される。

ウ 「一定の商品」とは、アの「同種の商品」にイの「当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品」を含めたものである。

両者の間には、商品自体としては必ずしも顕在的な競争関係があることを要しないが、これらの供給に係る事業活動の「施設又は態様」に着目した場合、競争関係が容易に顕在化する蓋然性があれば、両者を「一定の商品」として同一の範ちゅうに含ませることとしたものである。

例えば、一般的に、重要な点で相違のない「施設又は態様」で供給されており、その「機能及び効用」面で関連性がみられる商品間、又は同一の事業者において共通した「施設又は態様」により交替的に供給されているような商品間には、このような蓋然性があるといえる。

〈例〉

○ 「ビール」、「発泡酒」及び「ビール風酒類」の製造の基本的施設は共通しており、工場では「ビール」の製造設備に重要な変更を加えることなく「発泡酒」及び「ビール風酒類」が製造され、かつ、「ビール」の主要な製造業者の大部分は「発泡酒」及び「ビール風酒類」を製造していることから、これらの商品全体が「一定の商品」となる。

エ 「機能及び効用が著しく類似している他の商品」（以下「類似の商品」という。）とは、「一定の商品」には含まれないが、「一定の商品」と密接な代替関係があり、現実に両者間に直接の競争関係がみられるものをいう。

「類似の商品」は、必ずしも「一定の商品」のすべてと「機能及び効用」において著しく類似していることを要しないが、少なくとも「一定の商品」の中核である「同種の商品」に対しては、密接な代替関係が認められなければならない。したがって、「類似の商品」とみられるものは、極めて限定される。

(2) 役務の場合

「同種の役務」とは、「機能及び効用」が同種である役務をいい、通常、日本標準産業分類の細分類（4桁分類）を参考として画定される。

2 市場構造要件

(1) 国内総供給価額要件

ア 商品の場合

(7) 「一定の商品」及び「類似の商品」の総出荷額の合計額から、輸出されたものの価額を減じ、輸入されたものの価額を加え、さらに、当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除して得られる価額（国内総供給価額という。）が1,000億円を超えることを要する。

(イ) 当該商品に直接課される租税とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、

石油税，石油ガス税，関税等をいう。

イ 役務の場合

(ア) 「同種の役務」の国内における供給額の合計額から，当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を控除して得られる価額（国内総供給価額という。）が1，000億円を超えることを要する。

(イ) 供給額とは，役務の提供によって得られる対価の価額であり，運送業における運賃収入の額，不動産仲介業における仲介手数料の額等がこれに相当する。

(ウ) 当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税とは，ゴルフ場利用税，入湯税等をいう。

(2) 事業分野占拠率要件

ア 1社の事業分野占拠率が50パーセントを超えるか又は2社の事業分野占拠率の合計が75パーセントを超えることを要する。

イ(ア) 事業分野占拠率は，製造業の場合には次の算式により求められる。（数量の場合の例）

$$\text{事業分野占拠率} = \frac{\text{当該事業者が出荷した〔「一定の商品」＋「類似の商品」〕の数量－当該事業者が輸出した〔「一定の商品」＋「類似の商品」〕の数量}}{\text{〔「一定の商品」＋「類似の商品」〕の総出荷量－〔「一定の商品」＋「類似の商品」〕の総輸出量＋〔「一定の商品」＋「類似の商品」〕の総輸入量}}$$

(イ) 「同種の役務」の場合の事業分野占拠率は次の算式により求められる。

$$\text{事業分野占拠率} = \frac{\text{当該事業者の「同種の役務」の国内における供給量}}{\text{「同種の役務」の国内における供給量の合計}}$$

ウ 事業分野占拠率は，原則として数量で算定され，数量で算定するのが適当でない場合に価額で算定される。

(ア) 当該商品につき，かなりの価格差がみられ，かつ，価額で供給実績等を算定するという慣行が安定していると認められる場合には，価額で算定することとなる。

(イ) 「一定の商品」及び「類似の商品」それぞれについては，数量で算定するのが適当とされているが，全体についての共通の数量基準が存在しない場合においても，合理的な換算方法があると認められるときは数量によることとし，その他の場合には価額で算定する。

(ウ) 「同種の役務」の場合にも，都市ガスの供給カロリー一量，供給電力量等合理的指標が

得られる場合には、数量で算定することとなるが、役務の性格から数量で算定できない場合が多く、そのような場合には価額で算定する。

- (I) 事業分野占拠率を価額で算定する場合には、国内総供給価額算定の場合と異なり、当該商品に直接課される租税又は当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額は控除しない。
- (3) なお、最近の1暦年において独占的状态の市場構造要件に該当すると認められる事業分野及び今後の経済状況の変化によっては当該要件に該当することとなると認められる事業分野は、別表のとおりである。

別表 1

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
チューインガム		チューインガム製造業	
ビール	発泡酒, ビール風酒類	ビール類製造業	
ウイスキー		ウイスキー製造業	
紙巻たばこ	葉巻たばこ, きざみたばこ, パイプたばこ	たばこ製造業	
ポリプロピレン		ポリプロピレン製造業	
飲料用プラスチックボトル		飲料用プラスチックボトル製造業	
石こうボード・同製品		石こうボード製品製造業	
金地金		金地金精錬・精製業	
飲料用自動販売機		飲料用自動販売機製造業	
自動車用照明器具		自動車用照明器具製造業	
中央処理装置		中央処理装置製造業	
放熱器		放熱器製造業	
ショックアブソーバ		ショックアブソーバ製造業	
輸送機械用エアコンディショナ		輸送機械用エアコンディショナ製造業	
コンタクトレンズ		コンタクトレンズ製造業	
家庭用テレビゲーム機		家庭用テレビゲーム機製造業	
携帯型ゲーム機		携帯型ゲーム機製造業	
ゲーム用カセット		ゲーム用カセット製造業	

別表 2

同種の役務	一定の事業分野
固定電気通信	固定電気通信業
移動電気通信	移動電気通信業
パソコン用基本ソフト（OS）	パソコン用基本ソフト（OS）業
鉄道貨物運送	鉄道貨物運送業
国内定期航空旅客運送	国内定期航空旅客運送業
書籍・雑誌取次ぎ	書籍・雑誌取次業
医療事務代行	医療事務代行業
ダストコントロール	ダストコントロール業
音楽著作権管理	音楽著作権管理業

(注) 1 本表は、公正取引委員会が行った調査に基づき、独占的状態の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野（平成18年の国内総供給価額が950億円を超え、かつ、上位1社の事業分野占拠率が45%を超え又は上位2社の事業分野占拠率の合計が70%を超えると認められるもの）を掲げたものである。

2 本表の商品順は工業統計表に、役務順は日本標準産業分類による。

(参考)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

○独占的状态関係

第二条

⑦ この法律において「独占的状态」とは、同種の商品（当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。）（以下この項において「一定の商品」という。）並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）の価額（当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除した額とする。）又は国内において供給された同種の役務の価額（当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を控除した額とする。）の政令で定める最近の一年間における合計額が千億円を超える場合における当該一定の商品又は役務に係る一定の事業分野において、次に掲げる市場構造及び市場における弊害があることをいう。

- 一 当該一年間において、一の事業者の事業分野占拠率（当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）又は国内において供給された当該役務の数量（数量によることが適当でない場合にあつては、これらの価額とする。以下この号において同じ。）のうち当該事業者が供給した当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品又は役務の数量の占める割合をいう。以下この号において同じ。）が二分の一を超え、又は二の事業者のそれぞれの事業分野占拠率の合計が四分之三を超えていること。
- 二 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があること。
- 三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であり、かつ、当該事業者がその期間次のいずれかに該当していること。
 - イ 当該事業者の属する政令で定める業種における標準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得ていること。
 - ロ 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著しく過大と認められる販売費及び一般管理費を支出していること。

第八条の四

独占的状态があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、事業者に対し、事業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品若しくは役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、この限りでない。